



和歌山市公報

令和 8 年（2026 年）8 月 3 日
第 1828 号

発行所 和歌山市役所
発行日 毎月 1 日 15 日

目 次

【 規 則 】

番号	ページ
58 和歌山市介護予防・日常生活支援総合事業に係る第 1 号事業に関する規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(地域包括支援課) 3

【 告 示 】

267 電子申請システムを利用した手続に関する使用料、手数料、寄附金及び諸収入金に係る指定納付受託者の一部改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(デジタル推進課) 4
268 元気わかやま市応援寄附金に係る指定納付受託者の指定の一部改正・・・・・・・・・・	(デジタル推進課) 5
269 公示送達（令和 8 年度随 2 期介護保険料督促状）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(介護保険課) 6
270 自転車等の移動及び保管・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(まちなみ景観課) 7
271 自転車等の移動及び保管・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(まちなみ景観課) 8
272 放置自転車等の処分・・	(まちなみ景観課) 9
273 道路区域の変更及び供用開始・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(道路管理課) 10
274 和歌山市営和歌山駅西口広場駐車場及び和歌山市営和歌山駅前広場駐車場の使用料の徴収事務委託・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(道路管理課) 11
275 道路区域の変更及び供用開始・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(道路管理課) 12
276 公示送達（令和 7 年度及び令和 8 年度介護保険料納入通知書及び介護保険料納入通知書（特別徴収）並びに令和 8 年度（令和 7 年度分）介護保険料納入通知書）	(介護保険課) 13
277 公示送達（令和 7 年度市県民税森林環境税（普通徴収）督促状、令和 7 年度及び令和 8 年度市県民税森林環境税（普通徴収）督促状並びに令和 8 年度固定資産税・都市計画税督促状）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(納税課) 14
278 公示送達（差押調書（謄本）及び配当計算書（謄本））・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(納税課) 15
279 公示送達（差押調書（謄本）及び配当計算書（謄本））・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(納税課) 16
280 公示送達（令和 6 年度から令和 8 年度まで国民健康保険料納入通知書及び令和 8 年度国民健康保険料更正通知書）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(国保年金課) 17
281 公示送達（令和 7 年度第 8 期及び第 9 期並びに令和 8 年度随時 1 期及び随時第 2 期国民健康保険料督促状）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(国保年金課) 18
282 身体障害者福祉法の規定による医師の指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(障害者支援課) 19
283 身体障害者福祉法の規定による医師の指定の辞退・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(障害者支援課) 20
284 瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の構造等の変更の事前評価に関する書面の縦覧・・	(環境政策課) 21
285 児童福祉法の規定による指定障害児通所支援事業者の指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(障害者支援課) 26

【 公 告 】

○ 所有者等の所在が明らかでない土地に係る筆界案の作成・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(地籍調査課) 27
○ 所有者等の所在が明らかでない土地に係る筆界案の作成・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(地籍調査課) 28
○ 開発行為に関する工事の完了・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(都市計画課) 29

○ 所有者等の所在が明らかなでない土地に係る筆界案の作成・・・・・・・・・・	（地籍調査課）	30
○ 道路位置の指定・・・・・・・・・・	（建築指導課）	31

【 選挙管理委員会告示 】

37 選挙管理委員会の招集・・・・・・・・・・	（選挙管理委員会事務局）	32
38 委員の直接解職請求に必要な選挙人の数・・・・・・・・・・	（選挙管理委員会事務局）	33
39 和歌山市長選挙及び和歌山市議会議員補欠選挙の期日等・・・・・・・・・・	（選挙管理委員会事務局）	34
40 和歌山市長選挙及び和歌山市議会議員補欠選挙における選挙長にする届出等の受理場所・・・・・・・・・・	（選挙管理委員会事務局）	35
41 和歌山市長選挙及び和歌山市議会議員補欠選挙における投票及び開票の順序・・	（選挙管理委員会事務局）	36
42 和歌山市長選挙及び和歌山市議会議員補欠選挙における投票記載所の氏名等の掲示の掲載順序及び選挙公報への掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時・・	（選挙管理委員会事務局）	37
43 和歌山市長選挙及び和歌山市議会議員補欠選挙における選挙会の場所及び日時・・	（選挙管理委員会事務局）	38
44 和歌山市長選挙及び和歌山市議会議員補欠選挙の開票事務・・・・・・・・・・	（選挙管理委員会事務局）	39
45 和歌山市長選挙及び和歌山市議会議員補欠選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨の公表場所・・・・・・・・・・	（選挙管理委員会事務局）	40
46 和歌山市長選挙及び和歌山市議会議員補欠選挙における期日前投票所等・・	（選挙管理委員会事務局）	41
47 和歌山市長選挙及び和歌山市議会議員補欠選挙における期日前投票所の開始時刻の繰下げ・・・・・・・・・・	（選挙管理委員会事務局）	42
48 和歌山市長選挙及び和歌山市議会議員補欠選挙の選挙運動費用の制限額・・	（選挙管理委員会事務局）	43

【 和歌山市選挙選挙長告示 】

1 和歌山市長選挙における選挙立会人となるべき者を定めるくじを行う場所及び日時・・・・・・・・・・	（選挙管理委員会事務局）	44
2 和歌山市長選挙の候補者として届出のあった者・・・・・・・・・・	（選挙管理委員会事務局）	45

【 和歌山市議会議員補欠選挙選挙長告示 】

1 和歌山市議会議員補欠選挙における選挙立会人となるべき者を定めるくじを行う場所及び日時・・・・・・・・・・	（選挙管理委員会事務局）	46
2 和歌山市議会議員補欠選挙の候補者として届出のあった者・・・・・・・・・・	（選挙管理委員会事務局）	47

【 教育委員会告示 】

10 教育委員会の招集・・・・・・・・・・	（教育政策課）	48
-----------------------	---------	----

【 農業委員会公告 】

○ 農業委員会総会の招集・・・・・・・・・・	（農業委員会事務局）	49
------------------------	------------	----

【 企業局告示 】

25 公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理の開始・・・・・・・・・・	（企業総務課）	50
---	---------	----

【 消防局告示 】

2 和歌山市火災予防条例（昭和 37 年条例第 11 号）第 17 条第 1 項の規定に基づき指定する日本産業規格・・・・・・・・・・	（予防課）	51
---	-------	----

和歌山市介護予防・日常生活支援総合事業に係る第 1 号事業に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 8 年 7 月 28 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

和歌山市規則第 58 号

和歌山市介護予防・日常生活支援総合事業に係る第 1 号事業に関する規則の一部を改正する規則

和歌山市介護予防・日常生活支援総合事業に係る第 1 号事業に関する規則（平成 28 年規則第 94 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 8 項第 2 号中「第 9 項第 2 号」を「次項第 2 号」に改める。

第 4 条第 3 項中「第 4 項各号列記以外の部分」を「次項各号列記以外の部分」に改め、同項第 1 号中「第 4 項第 1 号」を「次項第 1 号」に改める。

第 6 条第 8 項中「809, 000 円」を「826, 500 円」に改める。

第 8 条第 2 項中「（健康保険法施行令）の次に「（大正 15 年勅令第 243 号）」を加え、同項第 7 号中「（大正 15 年勅令第 243 号）」を削る。

附 則

- 1 この規則は、令和 8 年 8 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の第 6 条第 8 項の規定は、この規則の施行の日以後に介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 4 第 1 項第 1 号に規定する居宅要支援被保険者等が利用した同号の規定による第 1 号訪問事業及び第 1 号通所事業に係る和歌山市介護予防・日常生活支援総合事業に係る第 1 号事業に関する規則第 5 条の規定による高額第 1 号事業支給費について適用し、この規則の施行の日前に同号に規定する居宅要支援被保険者等が利用した同号の規定による第 1 号訪問事業及び第 1 号通所事業に係る和歌山市介護予防・日常生活支援総合事業に係る第 1 号事業に関する規則第 5 条の規定による高額第 1 号事業支給費については、なお従前の例による。

（令和 8 年 7 月 28 日揭示済）

和歌山市告示第 267 号

電子申請システムを利用した手続に関する使用料、手数料、寄附金及び諸収入金に係る指定納付受託者（令和 8 年告示第 99 号）の一部を次のとおり改正したので、地方自治法第 231 条の 2 の 3 第 4 項の規定により告示する。

令和 8 年 7 月 21 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

- 1 指定納付受託者の名称及び住所又は事務所の所在地の一部を次のとおり改める。

旧	新
1 東京都品川区上大崎三丁目 1 番 1 号 株式会社トラストバンク	1 東京都港区北青山二丁目 1 4 番 4 号 株式会社トラストバンク

（令和 8 年 7 月 21 日揭示済）

和歌山市告示第 268 号

元気わかやま市応援寄附金に係る指定納付受託者の指定（令和 8 年告示第 101 号）の一部を次のとおり改正したので、地方自治法第 231 条の 2 の 3 第 4 項の規定により告示する。

令和 8 年 7 月 21 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

「1 指定納付受託者の名称及び住所又は事務所の所在地」の一部を次のとおり改める。

旧	新
(1) 東京都品川区上大崎 3 丁目 1 番 1 号 株式会社トラストバンク	(1) 東京都港区北青山二丁目 1 4 番 4 号 株式会社トラストバンク

（令和 8 年 7 月 21 日 掲 示 済）

和歌山市告示第 269 号

次に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないため介護保険料督促状の送達ができないので、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 143 条において準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により告示する。

なお、送達すべき介護保険料督促状は、介護保険課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和 8 年 7 月 21 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

年度	期別	種別	備考
令和 8 年度	随 2 期	介護保険料	督促状の指定納付期限を令和 8 年 7 月 31 日に変更する。

(別紙省略)

(令和 8 年 7 月 21 日揭示済)

和歌山市告示第 270 号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 60 年条例第 9 号）第 9 条第 2 項の規定に基づき、放置禁止区域内に放置されていた自転車等を移動し、保管したので、同条例第 10 条第 1 項の規定により告示する。

令和 8 年 7 月 21 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

1 放置されていた場所及び移動し、保管した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日
J R 和歌山駅中央口周辺自転車等放置禁止区域	令和 8 年 7 月 4 日、同月 8 日及び同月 15 日
南海和歌山市駅前周辺自転車等放置禁止区域	令和 8 年 7 月 2 日

2 移動し、保管した理由

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例第 9 条第 2 項に該当したため

3 保管場所

名 称 紀和駅前自転車等保管所

所在地 和歌山市宇治家裏 167 番地 1

電 話 422-4100

4 返還を受けるために必要なもの

(1) 自転車等の鍵

(2) 住所及び氏名を確認できるもの

(3) 費用

自 転 車	1 台につき	2,500 円
原動機付自転車 普通自動二輪車 大型自動二輪車	1 台につき	4,000 円

5 返還できる日時等

(1) 返還日

月曜日から土曜日までの日（国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日並びに 1 月 2 日、同月 3 日及び 12 月 29 日から同月 31 日までの日を除く。）

(2) 返還時間

午前 9 時から午後 6 時まで

(3) その他

(1) 及び (2) にかかわらず、天災地変により返還できないときもある。

6 問い合わせ先

和歌山市 都市建設局 都市計画部 まちなみ景観課 電話 435-1082

（令和 8 年 7 月 21 日揭示済）

和歌山市告示第 271 号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 60 年条例第 9 号）第 9 条の 2 第 2 項の規定に基づき、放置禁止区域外に放置されていた自転車等を移動し、保管したので、同条例第 10 条第 1 項の規定により告示する。

令和 8 年 7 月 21 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

1 放置されていた場所及び移動し、保管した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日
和歌山市内一円市道上、無料駐輪場、榎原いこいの広場	令和 8 年 7 月 1 日、同月 6 日及び同月 10 日

2 移動し、保管した理由

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例第 9 条の 2 第 2 項に該当したため

3 保管場所

名 称 紀和駅前自転車等保管所

所在地 和歌山市宇治家裏 167 番地 1

電 話 422-4100

4 返還を受けるために必要なもの

（1）自転車等の鍵

（2）住所及び氏名を確認できるもの

（3）費用

自 転 車	1 台につき	2,500 円
原動機付自転車 普通自動二輪車 大型自動二輪車	1 台につき	4,000 円

5 返還できる日時等

（1）返還日

月曜日から土曜日までの日（国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日並びに 1 月 2 日、同月 3 日及び 12 月 29 日から同月 31 日までの日を除く。）

（2）返還時間

午前 9 時から午後 6 時まで

（3）その他

（1）及び（2）にかかわらず、天災地変により返還できないときもある。

6 問い合わせ先

和歌山市 都市建設局 都市計画部 まちなみ景観課 電話 435-1082

（令和 8 年 7 月 21 日揭示済）

和歌山市告示第 272 号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 60 年条例第 9 号）第 10 条第 3 項の規定に基づき、利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分するので、同条第 4 項の規定により告示する。

令和 8 年 7 月 21 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

1 処分理由

移動し、保管した旨を告示した日から起算して 90 日を経過したが、引取りがないため

2 処分年月日

令和 8 年 7 月 22 日

3 処分自転車等の放置されていた場所、移動し、保管した年月日及び移動し、保管した旨を告示した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日	移動し、保管した旨を告示した年月日
J R 和歌山駅東口周辺自転車等放置禁止区域	令和 8 年 4 月 7 日	令和 8 年 4 月 17 日
和歌山市内一円市道上、美園公園及び鳴滝公園	令和 8 年 4 月 3 日、同月 6 日、同月 13 日及び同月 15 日	令和 8 年 4 月 17 日

4 処分自転車等の保管場所

名 称 紀和駅前自転車等保管所

所在地 和歌山市宇治家裏 167 番地 1

電 話 422-4100

（令和 8 年 7 月 21 日揭示済）

和歌山市告示第 2 7 3 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条の規定に基づき、道路区域を次のように変更し、令和 8 年 7 月 2 3 日から供用を開始する。

その関係図面は、和歌山市都市建設局道路河川部道路管理課において告示の日から 1 4 日間一般の縦覧に供する。

令和 8 年 7 月 2 3 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

整理番号	路線名	区域変更の区間	旧 新 別	延長 (m)	幅員 (m)
2 5 - 1 6 5	岡崎 1 6 5 号線	和歌山市井辺 5 番 2 1 地先 ～ 和歌山市井辺 5 番 3 0 地先	旧	3 4 . 5 5	5 . 0 0
			新	3 4 . 5 5	5 . 5 0

(令和 8 年 7 月 2 3 日揭示済)

和歌山市告示第 274 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定に基づき、公金の徴収事務を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 8 年 7 月 24 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

1 受託者

住所 和歌山市一番丁 3 番地

氏名 公益財団法人 和歌山市文化スポーツ振興財団

理事長 宮田 真吾

2 委託した事務の範囲

和歌山市営和歌山駅西口広場駐車場及び和歌山市営和歌山市駅前広場駐車場の使用料の徴収

3 委託期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

4 徴収方法

現金

（令和 8 年 7 月 24 日揭示済）

和歌山市告示第 275 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条の規定に基づき、道路区域を次のように変更し、令和 8 年 7 月 29 日から供用を開始する。

その関係図面は、和歌山市都市建設局道路河川部道路管理課において告示の日から 14 日間一般の縦覧に供する。

令和 8 年 7 月 29 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

整理番号	路線名	区域変更の区間	旧 新 別	延長 (m)	幅員 (m)
22-127	藤戸台 2 号線	和歌山市栄谷 967 番 77 地先 ～	旧	476.13	12.0 ～ 23.1
		和歌山市栄谷 967 番 189 地先	新	476.13	12.0 ～ 40.9
22-399	藤戸台 222 号線	和歌山市栄谷 1100 番 17 地先 ～	旧	229.70	13.0 ～ 15.2
		和歌山市栄谷 1100 番 34 地先	新	229.70	13.0 ～ 20.0

（令和 8 年 7 月 29 日 掲 示 済）

和歌山市告示第 276 号

次に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないため介護保険料納入通知書の送達ができないので、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 143 条において準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により告示する。

なお、送達すべき介護保険料納入通知書は、介護保険課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和 8 年 7 月 30 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

年度	種別	備考
令和 7 年度	介護保険料納入通知書 介護保険料納入通知書（特別徴収）	
令和 8 年度	介護保険料納入通知書 介護保険料納入通知書（特別徴収）	
令和 8 年度 （令和 7 年度）	介護保険料納入通知書	令和 8 年度第 1 期の納期は、 令和 8 年 8 月 10 日に変更する。 令和 8 年度随時 4 期の納期は、 令和 8 年 8 月 10 日に変更する。

（別紙省略）

（令和 8 年 7 月 30 日揭示済）

和歌山市告示第 2 7 7 号

市県民税森林環境税（普通徴収）督促状、固定資産税・都市計画税督促状を別紙の者に送付したところ、住所又は居所が明らかでないため送達できないので和歌山市税条例（昭和 2 9 年条例第 3 0 号）第 1 6 条の規定により告示する。

なお、送達すべき督促状は、納税課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和 8 年 7 月 3 1 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

（別紙省略）

（令和 8 年 7 月 3 1 日 掲 示 済）

和歌山市告示第 278 号

差押調書（謄本）及び配当計算書（謄本）を送達すべきところ、住所及び居所が明らかでないため送達できないので、
地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により次のとおり告示する。

なお、送達すべき差押調書（謄本）及び配当計算書（謄本）は納税課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和 8 年 7 月 31 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

氏名又は名称	住所又は所在地
(登載省略)	(登載省略)

(令和 8 年 7 月 31 日揭示済)

和歌山市告示第 2 7 9 号

差押調書（謄本）及び配当計算書を送達すべきところ、住所及び居所が明らかでないため送達できないので和歌山市税条例（昭和 2 9 年条例第 3 0 号）第 1 6 条の規定により次のとおり告示する。

なお、送達すべき差押調書（謄本）及び配当計算書は納税課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和 8 年 7 月 3 1 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

氏名又は名称	住所又は所在地
(登載省略)	(登載省略)

(令和 8 年 7 月 3 1 日掲示済)

和歌山市告示第 280 号

次の書類に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないためその書類の送達ができないので、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 78 条において準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により告示する。

なお、送達すべき書類は、国保年金課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和 8 年 7 月 31 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

年 度	種 別	備 考
令和 6 年度	国民健康保険料納入通知書	納期は、令和 8 年 8 月 24 日に変更する
令和 7 年度	国民健康保険料納入通知書	納期は、令和 8 年 8 月 24 日に変更する
令和 8 年度	国民健康保険料納入通知書	納期は、令和 8 年 8 月 24 日に変更する
令和 8 年度	国民健康保険料更正通知書	納期は、令和 8 年 8 月 24 日に変更する

（別紙省略）

（令和 8 年 7 月 31 日揭示済）

和歌山市告示第 281 号

次に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 78 条において準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により告示する。

なお、督促状は、国保年金課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和 8 年 7 月 31 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

年 度	期（月）別	種 別	備 考
令和 7 年度	第 8 期	国民健康保険料	督促状の指定納期限を令和 8 月 8 月 10 日に変更する。
	第 9 期		
令和 8 年度	随時 1 期		
	随時 2 期		

（別紙省略）

（令和 8 年 7 月 31 日揭示済）

和歌山市告示第 282 号

身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 1 項に規定する医師を指定したので、和歌山市身体障害者福祉法に関する規則（平成 15 年規則第 11 号）第 4 条の規定により次のとおり告示する。

令和 8 年 7 月 31 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

氏 名	診療科目	診断する障害 の種類	医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
宮澤 基樹	外科	ぼうこう又は直腸 の機能障害	和歌山労災病院	和歌山市木ノ本 93-1	令和 7 年 7 月 1 日
額田 貴之	小児科	肢体不自由、 呼吸器機能障害、 腎臓機能障害、 心臓機能障害、 ぼうこう又は 直腸機能障害、 小腸機能障害	日本赤十字社和歌 山医療センター	和歌山市小松原通 四丁目 20 番地	令和 7 年 7 月 1 日
鍋谷 大二郎	呼吸器内科・ 腫瘍内科	呼吸機能障害	和歌山県立 医科大学附属病院	和歌山市紀三井寺 811-1	令和 7 年 7 月 1 日
上野 雅巳	脳神経外科	音声・言語機能障 害、 肢体不自由	堀口記念病院	和歌山市湊本町 三丁目 4-1	令和 7 年 7 月 1 日

（令和 8 年 7 月 31 日掲示済）

和歌山市告示第 283 号

身体障害者福祉法施行令（昭和 25 年政令第 78 号）第 3 条第 2 項の規定により、身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 1 項に規定する医師がその指定を辞退したので、和歌山市身体障害者福祉法に関する規則（平成 15 年規則第 11 号）第 4 条の規定により次のとおり告示する。

令和 8 年 7 月 31 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	診断する障害の種類	辞退年月日
辻 栄作	和歌山労災病院	和歌山市木ノ本 9 3 番 1	肢体不自由	令和 6 年 3 月 31 日
檜皮谷 泰寛	和歌山労災病院	和歌山市木ノ本 9 3 番 1	肢体不自由	令和 8 年 3 月 31 日

（令和 8 年 7 月 31 日 揭示済）

和歌山市告示第 284 号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和 48 年法律第 110 号）第 8 条第 1 項の規定による特定施設の構造等の変更の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和 8 年 8 月 3 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

1 申請の概要

(1) 申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名

花王株式会社 和歌山工場
和歌山市湊 1334 番地
工場長 坂本 透

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

花王株式会社 和歌山工場
和歌山市湊 1334 番地

(3) 特定施設の種類

変更なし

(4) 特定施設に関する事項

別表第 1 のとおり

(5) 汚水等の処理に関する事項

別表第 2、別表第 3、別表第 4、別表第 5 及び別表第 6 のとおり

(6) 排出水の汚染状態及び量

別表第 7 のとおり

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

令和 8 年 8 月 3 日から令和 8 年 8 月 24 日まで

(2) 場所

和歌山市七番丁 23 番地 和歌山市役所 6 階 和歌山市市民環境局環境部環境政策課

別表第 1 特定施設に関する事項

区分	変更前		変更後	
特定施設番号及び名称	第 36 号ロ 廃ガス洗浄施設		同左	
構造	円筒縦型		同左	
能力	2,400m ³ /h		同左	
1 日当たりの使用時間	24 時間		同左	
使用の季節的変動の有無	なし		同左	
汚水等の 1 日当たりの量 (m ³ /日)	通常	最大	通常	最大
	496.8	496.8	496.8	496.8
備考	-		洗浄塔内部にデミスターを取付	

別表第 2 汚水等の処理に関する事項 (1)

区分	変更なし
施設名	油脂系排水処理施設 (加圧浮上)
構造	コンクリート構造

主要寸法	油水分離槽 Φ9.6×3.05m				
能力	SS 3,840 k g / 日				
処理の方式	凝集浮上方式				
1 日当たりの使用時間	24 時間連続				
使用の季節的変動の有無	なし				
汚水等の汚染状態	区分	通常		最大	
		処理前	処理後	処理前	処理後
	p H	6～8	6～8	6～8	6～8
	C O D (m g / L)	161.9	98.0	202.2	122.4
	S S (m g / L)	123.4	19.6	148.1	23.6
	O I L (m g / L)	141.5	12.6	168.1	15.0
	T－N (m g / L)	46.1	41.8	53.1	48.1
	T－P (m g / L)	4.7	1.8	5.6	2.1
汚水等の 1 日当たりの量 (m ³)		5,667.4	5,667.4	6,888.9	6,888.9

別表第 3 汚水等の処理に関する事項（2）

区分	変更なし				
施設名	油脂系排水処理施設				
構造	コンクリート構造				
主要寸法	曝気槽 30.6W×30.5L×4.3H				
能力	COD 3,600 k g / 日				
処理の方式	活性汚泥方式				
1 日当たりの使用時間	24 時間連続				
使用の季節的変動の有無	なし				
汚水等の汚染状態	区分	通常		最大	
		処理前	処理後	処理前	処理後
	p H	6～8	6～8	6～8	6～8
	C O D (m g / L)	112.2	19.9	139.1	24.7
	S S (m g / L)	19.7	12.8	23.6	15.3
	O I L (m g / L)	12.0	3.0	14.2	3.6
	T－N (m g / L)	49.6	31.6	55.6	34.6
	T－P (m g / L)	3.5	1.3	4.2	1.5
汚水等の 1 日当たりの量 (m ³)		5,719.4	5,719.4	7,338.9	7,338.9

別表第 4 汚水等の処理に関する事項（3）

区分	変更なし				
施設名	個別活性汚泥処理施設				
構造	コンクリート構造				
主要寸法	曝気槽 有効 35.6m ³ ×8 槽・水面積 39.7m ²				
能力	COD 765 k g / 日				
処理の方式	活性汚泥方式・凝集沈殿分離方式				
1 日当たりの使用時間	24 時間連続				
使用の季節的変動の有無	なし				
汚水等の汚染状態	区分	通常		最大	
	項目	処理前	処理後	処理前	処理後
	p H	6～8	6～8	6～8	6～8
	C O D (m g / L)	770.0	330.0	924.0	396.0
	S S (m g / L)	150.0	20.0	180.0	23.9
	O I L (m g / L)	4.0	1.9	4.8	2.2
	T－N (m g / L)	340.0	170.0	340.0	170.0
	T－P (m g / L)	30.0	30.0	36.0	36.0
汚水等の 1 日当たりの量 (m ³)		52.0	52.0	450.0	450.0

別表第 5 汚水等の処理に関する事項（4）

区分	変更前				変更後				
施設名	活性剤系排水処理施設（凝集沈殿）				同左				
構造	コンクリート構造				同左				
主要寸法	沈殿分離槽 Φ8.7×Φ13.5×4.1H				同左				
能力	SS 960kg/日				同左				
処理の方式	凝集沈殿方式				同左				
1日当たりの使用時間	24時間連続				同左				
使用の季節的変動の有無	なし				同左				
汚水等の汚染状	区分 項目	通常		最大		通常		最大	
		処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後
	pH	6～8	6～8	6～8	6～8	6～8	6～8	6～8	6～8
	COD（mg/L）	182.6	64.4	222.4	78.5	186.0	65.7	224.2	76.1
	SS（mg/L）	37.8	15.0	45.5	18.1	37.7	15.0	45.3	18.0

態	O I L (mg/L)	42.2	8.4	51.3	10.2	42.8	8.5	51.6	10.3
	T-N (mg/L)	4.5	4.0	4.7	4.2	4.8	4.3	4.9	4.4
	T-P (mg/L)	1.3	0.1	1.6	0.1	1.4	0.1	1.6	0.1
汚水等の 1 日当たりの量 (m ³)		2,189.5	2,189.5	3,776.2	3,776.2	2,207.1	2,207.1	3,793.8	3,793.8

別表第 6 汚水等の処理に関する事項（5）

区分		変更前				変更後			
施設名		活性剤系排水処理施設（生物処理）				同左			
構造		コンクリート構造				同左			
主要寸法		沈殿分離槽 有効 534m ³ ×4 槽・沈殿槽 Φ8.4 H4.0				同左			
能力		COD 768kg/日				同左			
処理の方式		活性汚泥方式・凝集沈殿分離方式				同左			
1 日当たりの使用時間		24 時間連続				同左			
使用の季節的変動の有無		なし				同左			
汚水等の汚染状態	区分 項目	通常		最大		通常		最大	
		処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後
	pH	6～8	6～8	6～8	6～8	6～8	6～8	6～8	6～8
	COD (mg/L)	64.4	19.3	78.5	23.6	65.7	19.7	79.1	23.7
	SS (mg/L)	15.0	7.5	18.1	9.1	15.0	7.5	18.0	9.0
	O I L (mg/L)	8.4	1.7	10.2	2.1	8.5	1.8	10.3	2.1
	T-N (mg/L)	4.0	4.0	4.2	4.2	4.3	4.3	4.4	4.4
	T-P (mg/L)	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
汚水等の 1 日当たりの量 (m ³)		2,189.5	2,189.5	3,776.2	3,776.2	2,807.1	2,207.1	3,793.8	3,793.8

別表第 7 排出水の汚染状態及び量

汚水等の汚染状態	区分 項目	変更前		変更後	
		和歌山港 No. 6 排水口		同左	
		通常	最大	通常	最大
	pH	5.8～8.6		5.8～8.6	
	COD (mg/L)	10.6		10.7	
	SS (mg/L)	13.5		13.5	
	n-Hex (mg/L)	1.6		1.6	
	T-N (mg/L)	10.3		10.4	

	T－P（mg／L）	0.6	0.6	0.6	0.6
排水水の 1 日当たりの量（m ³ ）		20,973.9	29,109.1	20,991.5	29,126.9

（令和 8 年 8 月 3 日揭示済）

和歌山市告示第 2 8 5 号

児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 2 1 条の 5 の 3 第 1 項の指定障害児通所支援事業者の指定をしたので、同法第 2 1 条の 5 の 2 5 の規定により次のとおり告示する。

令和 8 年 8 月 3 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	指定に係る種類	利用定員
3 0 5 0 1 0 1 6 3 7	S t u d y R o o m H o k u l a n i	和歌山市雑賀町 6 0 - 1	放課後等デイサー ビス	1 0 人

事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限
株式会社 J O A N S T A R	和歌山県有田市箕島 2 6 - 5	令和 8 年 8 月 1 日	令和 1 4 年 7 月 3 1 日

（令和 8 年 8 月 3 日揭示済）

公告

土地の所有者等の所在が明らかでなく土地の所有者等の確認を得ることができないため、地籍調査作業規程準則（昭和 3 2 年総理府令第 7 1 号）第 3 0 条第 2 項の規定により筆界案を作成したので、同条第 4 項の規定により公告する。

令和 8 年 7 月 2 1 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

1 土地の所在・地番

和歌山市字西庄字東真谷 1 1 2 6 番

和歌山市字西庄字西真谷 1 1 2 7 番 2

和歌山市字西庄字駒井谷 1 1 6 3 番

和歌山市字西庄字駒井谷 1 1 6 4 番 1

和歌山市字西庄字駒井谷 1 1 6 4 番 3

2 筆界案を確認することができる場所

名称 和歌山市都市建設局建設総務部地籍調査課

所在地 和歌山市七番丁 1 1 番地 1 アラスカビル 2 階

電話 0 7 3 - 4 3 5 - 1 0 7 5

3 筆界案を確認することができる者

1 に記載した土地の所有者その他の利害関係人又はこれらの者の代理人のうちで所在が明らかでない者。

4 筆界案の作成者

和歌山市

5 3 に記載した者は、公告の日から 2 0 日間（ただし、期間の末日が休日に当たるときは、その翌日までの

間）意見を申し出ることができる。

なお、当該期間を経過しても申出がないときは、3 に記載した者の確認を得ずに調査を行う。

（令和 8 年 7 月 2 1 日揭示済）

公告

土地の所有者等の所在が明らかでなく土地の所有者等の確認を得ることができないため、地籍調査作業規程準則（昭和 3 2 年総理府令第 7 1 号）第 3 0 条第 2 項の規定により筆界案を作成したので、同条第 5 項の規定により公告する。

令和 8 年 7 月 2 1 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

1 土地の所在・地番

和歌山市松島字北垣内 1 3 番 3
和歌山市松島字北垣内 1 4 番 1
和歌山市松島字北垣内 2 2 番 1
和歌山市松島字北垣内 2 3 番 1
和歌山市松島字中新田 5 1 6 番 1
和歌山市松島字中新田 5 2 0 番 1
和歌山市松島字中新田 5 2 0 番 1 1
和歌山市松島字中新田 5 2 7 番 9
和歌山市松島字中新田 5 4 2 番 1
和歌山市松島字中新田 5 4 2 番 1 9
和歌山市松島字中新田 5 4 4 番 1
和歌山市松島字中新田 5 4 4 番 6
和歌山市松島字中新田 5 4 4 番 2 0
和歌山市松島字中新田 5 4 4 番 2 7
和歌山市松島字中新田 5 5 7 番 1
和歌山市松島字中新田 5 5 7 番 1 2
和歌山市松島字中新田 5 5 8 番 3

2 筆界案を確認することができる場所

名称 和歌山市都市建設局建設総務部地籍調査課
所在地 和歌山市七番丁 1 1 番地 1 アラスカビル 2 階
電話 0 7 3 - 4 3 5 - 1 0 7 5

3 筆界案を確認することができる者

1 に記載した土地の所有者その他の利害関係人又はこれらの者の代理人のうちで所在が明らかでない者

4 筆界案の作成者

和歌山市

5 3 に記載した者は、公告の日から 2 0 日間（ただし、期間の末日が休日に当たるときは、その翌日までの間）意見を申し出ることができる。なお、当該期間を経過しても申出がないときは、3 に記載した者の確認を得ずに調査を行う。

（令和 8 年 7 月 2 1 日揭示済）

公 告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 3 項の規定に基づき公告する。

令和 8 年 7 月 2 1 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
和歌山市内原字塩入 6 9 8 番 1	（登載省略）

（令和 8 年 7 月 2 1 日揭示済）

公告

土地の所有者等の所在が明らかでなく土地の所有者等の確認を得ることができないため、地籍調査作業規程準則（昭和 32 年総理府令第 71 号）第 30 条第 2 項の規定により筆界案を作成したので、同条第 4 項の規定により公告する。

令和 8 年 7 月 24 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

1 土地の所在・地番

和歌山市三葛字東垣内 594 番 1

和歌山市三葛字東垣内 594 番 4

和歌山市三葛字樋ノ免 703 番 3

和歌山市三葛字樋ノ免 703 番 4

2 筆界案を確認することができる場所

名称 和歌山市都市建設局建設総務部地籍調査課

所在地 和歌山市七番丁 11 番地 1 アラスカビル 2 階

電話 073-435-1075

3 筆界案を確認することができる者

1 に記載した土地の所有者その他の利害関係人又はこれらの者の代理人のうちで所在が明らかでない者

4 筆界案の作成者

和歌山市

5 3 に記載した者は、公告の日から 20 日間（ただし、期間の末日が休日に当たるときは、その翌日までの間）意見を申し出ることができる。なお、当該期間を経過しても申出がないときは、3 に記載した者の確認を得ずに調査を行う。

（令和 8 年 7 月 24 日揭示済）

建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）第 4 2 条第 1 項第 5 号による道路の位置を次のとおり指定し公告する。

令和 8 年 7 月 3 1 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

指定年月日 指定番号	地名地番	申請者住所氏名	道路幅員×延長 総延長
令和 8 年 7 月 2 7 日 和建指第 2 7 9 8 号	和歌山市湊一丁目 7 0 3 - 1、7 0 3 - 4、7 0 3 - 6、7 0 3 - 7、7 0 3 - 8、7 0 3 - 1 0	和歌山市太田二丁目 8 番 1 1 号 株式会社 幸福建設 代表取締役 吉田 武弘	6. 0 0 m × 5 4. 5 4 m 5 4. 5 4 m

(令和 8 年 7 月 3 1 日揭示済)

和歌山市選挙管理委員会告示第 37 号

和歌山市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和 8 年 7 月 28 日

和歌山市選挙管理委員会
委員長 宮 原 秀 明

- 1 日時 令和 8 年 8 月 1 日（土）午前 10 時 00 分
- 2 場所 和歌山市七番丁 17 番地
和歌山朝日ビルディング 5 階選挙管理委員会室
- 3 案件
 - （1） 選挙人名簿に登録するについて
 - （2） 選挙人名簿から抹消するについて
 - （3） 直接請求に必要な選挙人の数について
 - （4） 選挙運動費用の制限額について

（令和 8 年 7 月 28 日揭示済）

和歌山市選挙管理委員会告示第 38 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）の規定による各種請求、市町村の合併の特例に関する法律（平成 16 年法律第 59 号）の規定による各種請求及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）の規定による委員の解職請求をするに必要な選挙人の数は、次のとおりである。

令和 8 年 8 月 1 日

和歌山市選挙管理委員会
委員長 宮 原 秀 明

- 1 地方自治法第 74 条第 1 項及び第 75 条第 1 項並びに市町村の合併の特例に関する法律第 4 条第 1 項及び第 5 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数

5, 934 人

- 2 地方自治法第 76 条第 1 項、第 80 条第 1 項、第 81 条第 1 項及び第 86 条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 8 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数

98, 886 人

- 3 市町村の合併の特例に関する法律第 4 条第 11 項及び第 5 条第 15 項に規定する選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数

49, 443 人

(令和 8 年 8 月 1 日揭示済)

和歌山市選挙管理委員会告示第 3 9 号

和歌山市長選挙及び和歌山市議会議員補欠選挙の期日等を次のとおり定める。

令和 8 年 8 月 2 日

和歌山市選挙管理委員会
委員長 宮 原 秀 明

- | | | |
|---|-----------|----------------|
| 1 | 選 挙 の 期 日 | 令和 8 年 8 月 9 日 |
| 2 | 選挙の期日の告示日 | 令和 8 年 8 月 2 日 |

（令和 8 年 8 月 2 日揭示済）

和歌山市選挙管理委員会告示第 4 0 号

令和 8 年 8 月 9 日執行の和歌山市長選挙及び和歌山市議会議員補欠選挙における選挙長にする届出等の受理場所を次のように定める。

令和 8 年 8 月 2 日

和歌山市選挙管理委員会
委員長 宮 原 秀 明

場所 和歌山市小人町 2 9 番地 和歌山市あいあいセンター 3 階 会議室 3 ・ 4

（令和 8 年 8 月 2 日揭示済）

和歌山市選挙管理委員会告示第 4 1 号

令和 8 年 8 月 9 日執行の和歌山市長選挙及び和歌山市議会議員補欠選挙における投票及び開票の順序を次のように定める。

令和 8 年 8 月 2 日

和歌山市選挙管理委員会
委員長 宮 原 秀 明

- 1 和歌山市長選挙
- 2 和歌山市議会議員補欠選挙

（令和 8 年 8 月 2 日揭示済）

和歌山市選挙管理委員会告示第 4 2 号

令和 8 年 8 月 9 日執行の和歌山市長選挙及び和歌山市議会議員補欠選挙における投票記載所の氏名等の掲示の掲載順序及び選挙公報への掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時を次のように定める。

令和 8 年 8 月 2 日

和歌山市選挙管理委員会
委員長 宮 原 秀 明

- 1 場 所 和歌山市七番丁 17 番地 和歌山朝日ビルディング 6 階
選挙管理委員会事務局
- 2 日 時 令和 8 年 8 月 2 日（日）午後 5 時 3 0 分

（令和 8 年 8 月 2 日揭示済）

和歌山市選挙管理委員会告示第 4 3 号

令和 8 年 8 月 9 日執行の和歌山市長選挙及び和歌山市議会議員補欠選挙における選挙会の場所及び日時を次のように定める。

令和 8 年 8 月 2 日

和歌山市選挙管理委員会
委員長 宮 原 秀 明

- 1 選挙会の場所 和歌山市土入 318 番地 1 和歌山市立市民体育館
- 2 選挙会の日時 令和 8 年 8 月 9 日（日） 午後 9 時 3 0 分

（令和 8 年 8 月 2 日揭示済）

和歌山市選挙管理委員会告示第 4 4 号

令和 8 年 8 月 9 日執行の和歌山市長選挙及び和歌山市議会議員補欠選挙の開票事務は選挙会事務に併せて行う。

令和 8 年 8 月 2 日

和歌山市選挙管理委員会
委員長 宮 原 秀 明

（令和 8 年 8 月 2 日揭示済）

和歌山市選挙管理委員会告示第 4 5 号

令和 8 年 8 月 9 日執行の和歌山市長選挙及び和歌山市議会議員補欠選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨の公表場所を次のように定める。

令和 8 年 8 月 2 日

和歌山市選挙管理委員会
委員長 宮 原 秀 明

場 所 和歌山市役所掲示板

（令和 8 年 8 月 2 日揭示済）

和歌山市選挙管理委員会告示第 46 号

令和 8 年 8 月 9 日執行予定の和歌山市長選挙及び和歌山市議会議員補欠選挙における期日前投票所及び不在者投票を行う場所等を、次のとおり定める。

令和 8 年 8 月 2 日

和歌山市選挙管理委員会
委員長 宮原 秀明

期日前投票所及び 不在者投票を行う場所	住 所	投票所を設ける期間
和歌山市役所 1 階	和歌山市七番丁 2 3 番地	令和 8 年 8 月 3 日（月）～ 令和 8 年 8 月 8 日（土）
和歌山市 河北コミュニティセンター 1 階	和歌山市市小路 1 9 2 番地 3	
和歌山市 東部コミュニティセンター 1 階	和歌山市寺内 6 6 5 番地	
和歌山市 南コミュニティセンター 3 階	和歌山市紀三井寺 8 5 6 番地	
和歌山市 さんさんセンター紀の川 1 階	和歌山市直川 3 2 6 番地 7	
和歌山市 河南コミュニティセンター 1 階	和歌山市布施屋 4 1 番地	
オークワセントラルシティ和歌山店 書籍売り場横	和歌山市小雑賀 8 0 5 番地 1	
イオンモール和歌山 3 階 イオンスタイル前	和歌山市ふじと台 2 3 番地	

（令和 8 年 8 月 2 日揭示済）

和歌山市選挙管理委員会告示第 47 号

令和 8 年 8 月 9 日執行予定の和歌山市長選挙及び和歌山市議会議員補欠選挙の期日前投票所及び不在者投票を行う場所である和歌山市河北コミュニティセンター 1 階、和歌山市東部コミュニティセンター 1 階、和歌山市南コミュニティセンター 3 階、和歌山市さんさんセンター紀の川 1 階、和歌山市河南コミュニティセンター 1 階、オークワセントラルシティ和歌山店書籍売り場横及びイオンモール和歌山 3 階イオンスタイル前において、次のとおり開始時刻の繰り下げをする。

令和 8 年 8 月 2 日

和歌山市選挙管理委員会
委員長 宮原 秀明

開始時刻

（1）和歌山市河北コミュニティセンター 1 階	午前 9 時
（2）和歌山市東部コミュニティセンター 1 階	午前 9 時
（3）和歌山市南コミュニティセンター 3 階	午前 9 時
（4）和歌山市さんさんセンター紀の川 1 階	午前 9 時
（5）和歌山市河南コミュニティセンター 1 階	午前 9 時
（6）オークワセントラルシティ和歌山店書籍売り場横	午前 9 時
（7）イオンモール和歌山 3 階イオンスタイル前	午前 10 時

（令和 8 年 8 月 2 日揭示済）

和歌山市選挙管理委員会告示第 4 8 号

令和 8 年 8 月 9 日執行予定の和歌山市長選挙及び和歌山市議会議員補欠選挙の選挙運動費用の制限額を次のように定める。

令和 8 年 8 月 2 日

和歌山市選挙管理委員会
委員長 宮 原 秀 明

- | | | |
|---|---------------------|---------------------|
| 1 | 和歌山市長選挙における制限額 | 1 8, 6 0 0, 0 0 0 円 |
| 2 | 和歌山市議会議員補欠選挙における制限額 | 6, 1 1 1, 2 0 0 円 |

（令和 8 年 8 月 2 日揭示済）

和歌山市選挙選挙長告示第 1 号

令和 8 年 8 月 9 日執行の和歌山市長選挙における候補者から届出のあった選挙立会人となるべき者がそれぞれ 1 0 人を超えるとき、又は同一の政党その他の政治団体に属する者がそれぞれ 3 人以上のときの選挙立会人となるべき者を定める「くじ」を行う場所及び日時を次のように定める。

令和 8 年 8 月 2 日

和歌山市長選挙

選挙長 宮 原 秀 明

- 1 場 所 和歌山市七番丁 17 番地 和歌山朝日ビルディング 6 階
選挙管理委員会事務局
- 2 日 時 令和 8 年 8 月 6 日（木） 午後 5 時 3 0 分

（令和 8 年 8 月 2 日揭示済）

和歌山市長選挙選挙長告示第 2 号

令和 8 年 8 月 9 日執行の和歌山市長選挙の候補者として届出のあった者は、次のとおりである。

令和 8 年 8 月 2 日

和歌山市長選挙

選挙長 宮 原 秀 明

（別紙省略）

（令和 8 年 8 月 2 日揭示済）

和歌山市議会議員補欠選挙選挙長告示第 1 号

令和 8 年 8 月 9 日執行の和歌山市議会議員補欠選挙における候補者から届出のあった選挙立会人となるべき者がそれぞれ 1 0 人を超えるとき、又は同一の政党その他の政治団体に属する者がそれぞれ 3 人以上のときの選挙立会人となるべき者を定める「くじ」を行う場所及び日時を次のように定める。

令和 8 年 8 月 2 日

和歌山市議会議員補欠選挙

選挙長 宮 原 秀 明

- 1 場 所 和歌山市七番丁 17 番地 和歌山朝日ビルディング 6 階
選挙管理委員会事務局
- 2 日 時 令和 8 年 8 月 6 日（木） 午後 5 時 3 0 分

（令和 8 年 8 月 2 日揭示済）

和歌山市議会議員補欠選挙選挙長告示第 2 号

令和 8 年 8 月 9 日執行の和歌山市議会議員補欠選挙の候補者として届出のあった者は、次のとおりである。

令和 8 年 8 月 2 日

和歌山市議会議員補欠選挙
選挙長 宮 原 秀 明

(別紙省略)

(令和 8 年 8 月 2 日揭示済)

和歌山市教育委員会告示第 1 0 号

和歌山市教育委員会定例会を次のとおり開催することとし、招集したので告示する。

令和 8 年 8 月 3 日

和歌山市教育委員会
教育長 阿 形 博 司

- 1 日時 令和 8 年 8 月 6 日（木） 午後 1 時 3 0 分から
- 2 場所 和歌山市七番丁 2 3 番地
和歌山市役所 1 1 階 教育委員室
- 3 報告
(1) 令和 8 年度全国学力・学習状況調査について
- 4 議案
(1) 令和 9 年度に和歌山市立小学校、中学校及び義務教育学校で使用する教科用図書について
(2) 令和 9 年度和歌山市立和歌山高等学校入学者選抜実施要項について
(3) 令和 9 年度に和歌山市立和歌山高等学校で使用する教科用図書の採択について
(令和 8 年 8 月 3 日揭示済)

和歌山市農業委員会総会を次のとおり招集する。

令和 8 年 7 月 1 6 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

1 開催日時

令和 8 年 7 月 2 2 日 1 3 時 3 0 分

2 開催場所

和歌山城ホール 大会議室

3 審議案件

- （1）会長及び副会長の選出について
- （2）和歌山市農地利用最適化推進委員の委嘱について
- （3）その他

（令和 8 年 7 月 1 6 日 掲 示 済）

和歌山市企業局告示第 25 号

公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始するので、下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第

9 条の規定に基づき、次のとおり告示する。

なお、その関係図書は、告示の日から 2 週間、和歌山市企業局下水道部下水道企画建設課において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 7 月 17 日

和歌山市公営企業管理者 瀬崎 典男

1 公共下水道の供用開始**（1）供用を開始すべき年月日**

令和 8 年 8 月 1 日

（2）下水を排除すべき区域

ア 和歌川終末処理場に下水を排除すべき区域

宇須 4 丁目、和歌浦西 1 丁目の各一部

イ 中央終末処理場に下水を排除すべき区域

中島、今福 1 丁目、秋月、毛見、松ヶ丘 2 丁目、西小二里 1 丁目、西浜、三葛、太田の各一部

ウ 北部終末処理場に下水を排除すべき区域

木ノ本、西庄の各一部

（3）供用を開始しようとする排水施設の位置

前号表示の区域内

（4）供用を開始しようとする排水施設

分流式 今福 1 丁目、秋月、和歌浦西 1 丁目、木ノ本、毛見、松ヶ丘 2 丁目、西小二里 1 丁目、西浜、三葛、太田、西庄の各一部

合流式 宇須 4 丁目、中島の各一部

2 終末処理場による下水の処理の開始**（1）下水の処理を開始すべき年月日**

令和 8 年 8 月 1 日

（2）下水を処理すべき区域

前項第 2 号で下水を排除すべき区域とした表示の区域

（3）下水の処理を開始しようとする終末処理場の位置及び名称

ア 和歌山市塩屋 5 丁目 3 番 41 号 和歌川終末処理場

イ 和歌山市三葛 510 番地の 1 中央終末処理場

ウ 和歌山市本脇 653 番地の 2 北部終末処理場

（令和 8 年 7 月 17 日揭示済）

和歌山市消防局告示第 2 号

和歌山市火災予防条例（昭和 37 年条例第 11 号）第 17 条第 1 項の規定に基づき指定する日本産業規格は次のとおりとし、令和元年消防局告示第 2 号は廃止する。

令和 8 年 8 月 3 日

和歌山市消防長 西 本 和 人

日本産業規格 Z 9290-3-2019（雷保護－第 3 部：建築物等への物的損傷及び人命の危険）

附 則

この告示の施行の際、現に令和元年消防局告示第 2 号で指定する日本産業規格により設置されている又はその工事に着手されている避雷設備については、なお従前の例による。

（令和 8 年 8 月 3 日揭示済）